

改 定 後	改 定 前
<p>第3条（委員会） 定款第33条に基づいて、本会をおく。</p> <p>2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中より若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。</p> <p>3. 委員長は前項で選出された委員の中から互選する。委員長は本会を総務する。</p> <p>4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5. <u>委員は任期満了の場合においても、編集事業の円滑な運営のため、後任の編集委員長の求めに応じて、臨時編集委員として活動を一時的に行うことができる。</u></p>	<p>第3条（委員会） 定款第33条に基づいて、本会をおく。</p> <p>2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中より若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。</p> <p>3. 委員長は委員の中から互選する。委員長は本会を総務する。</p> <p>4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は<u>役員任期期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>